

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	電力・ガス・食料品等対価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岬町は、電力・ガス・食料品等対価格高騰緊急支援給付金に関する業務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岬町長

## 公表日

令和4年10月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等対価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和4年度住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し価格高騰緊急支援給付金を支給する。国が実施する低所得者への5万円に加え、岬町が独自に1万円を上乗せして支給するものである。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>支給要件の確認に必要な転入者など令和4年度住民税の課税権を有しない方について、課税状況を調査し、支給要件の該当性を判定する必要がある。</p> <p>なお、マイナンバー制度に基づく情報連携に際しては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部が改正され、同法の規定により、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が「特定公的給付」に指定されているものである。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>○転入者等、令和4年度住民税の課税権を有しない方について、中間サーバーを利用し、税情報等の各種情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	統合宛名システム（臨時給付金システム）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等対価格高騰緊急支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第134項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条、別表第一告示7号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号、別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法別表第二の121の項 ・別表第二主務省令第59条の4</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	しあわせ創造部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

**6. 他の評価実施機関**

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

岬町しあわせ創造部 地域福祉課 大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1 電話:072-492-2700

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

岬町しあわせ創造部 地域福祉課 大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1 電話:072-492-2700

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

